

訪問型サービス事業所の管理者様  
居宅介護支援事業所の管理者様  
介護予防支援事業所の管理者様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

## 令和8（2026）年度の「小規模事業所加算」の届出における留意点について

「小規模事業所加算」については、国通知（老企第36号ほか）のとおり、原則として「前年度」（＝4月1日から翌年2月末日まで）の実績を基に、翌年度の算定の有無が決定されることから、毎年3月に「前年度」の実績を計算し、必要に応じて届出を行わなければなりません。

ついては、令和8（2026）年度の「小規模事業所加算」の算定について、下記事項に留意の上、適切に対応願います。

### 記

#### 1 「小規模事業所加算」について

(1) 「小規模事業所加算」とは

「中山間地域等」（\*1）に所在する「小規模事業所」（\*2）がサービス提供した場合、所定単位数の加算（\*3）を行うものです。

\*1 = 「中山間地域等」とは、「特別地域加算対象地域」（＝別紙3のとおり）及び新潟市を除く、県内地域です。

\*2 = 「小規模事業所」とは、

○ 前年度実績が6か月以上ある場合は、3月を除く前年度の月平均が

○ 前年度実績が6か月未満の場合は、直近3か月の月平均が

小規模事業所の要件（＝別紙1のとおり）を満たす事業所をいいます。

\*3 = 別紙1の加算割合を加算。

(2) 提出書類について

当該加算の算定を開始するには、事前（＝算定しようとする月の前月の15日まで）に、別紙1に記載されている体制届等を提出してください。

#### 2 令和8（2026）年度の「小規模事業所加算」の算定について

別紙2【早見表】により、令和8（2026）年度の当該加算の算定の有無を確認の上、体制届等を提出してください。

◎現在、当該加算を算定していないが、

令和8（2026）年度より、当該加算を新たに算定する場合…3月15日（日）までに提出

◎現在、当該加算を算定しているが、

令和8（2026）年度より、当該加算を算定しなくなる場合…3月上旬中に速やかに提出

### 3 提出方法について

提出期限までに厚生労働省「電子申請届出システム」で提出をお願いします。

【電子申請届出システム URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請届出システムの利用には、G ビズ ID の取得が必要です。

【G ビズ ID 取得について】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【提出先・問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

TEL : 0257-21-2228 (直通)